

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令 に対する意見募集の結果について

令和7年5月
経済産業省
産業保安・安全グループ
鉦山・火薬類監理官付

令和7年3月21日付けで、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間：令和7年3月21日（金）～令和7年4月21日（月）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載、窓口での配布
- ・ 意見提出方法：e-Gov意見提出フォーム、電子メール、及び郵送

2. 意見公募の対象

- ・ 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）

3. 提出意見数

2件（2の個人、事業者から2件のご意見をいただきました。）

4. 提出されたご意見の概要及びそれに対する回答

別紙のとおり。

※なお、火薬類取締法とは関係のない御意見については、今後の参考とさせていただきます。

5. お問い合わせ先

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付
電話番号：03-3501-1870

○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集に寄せられたご意見の概要及びご意見に対する回答

意見の対象	意見の要約 ※趣旨を変えない範囲で要約しています。	回答
1 —	賛成	—
2 施行規則第58条	<p>硝酸エステルのような比較的燃焼速度の緩やかな火薬については、従来の保管方法で火災の延焼を防ぐに十分な措置が講じられており、自然発火の可能性があるとして耐熱試験を行う必要があるのか疑問。黒色火薬等と同様の規制で十分ではないか。</p>	<p>硝酸エステル又はこれを含有する火薬類は経時変化による自然発火のおそれがあり、火災の延焼措置が十分にとられていたとしても、重大事故の発生に繋がる可能性があります。</p> <p>このため、硝酸エステル又はこれを含有する火薬類の性状の的確な把握は不可欠であり、これを求める安定度試験の取扱いに関しては、今回改正案のとおりとさせていただきます。</p>